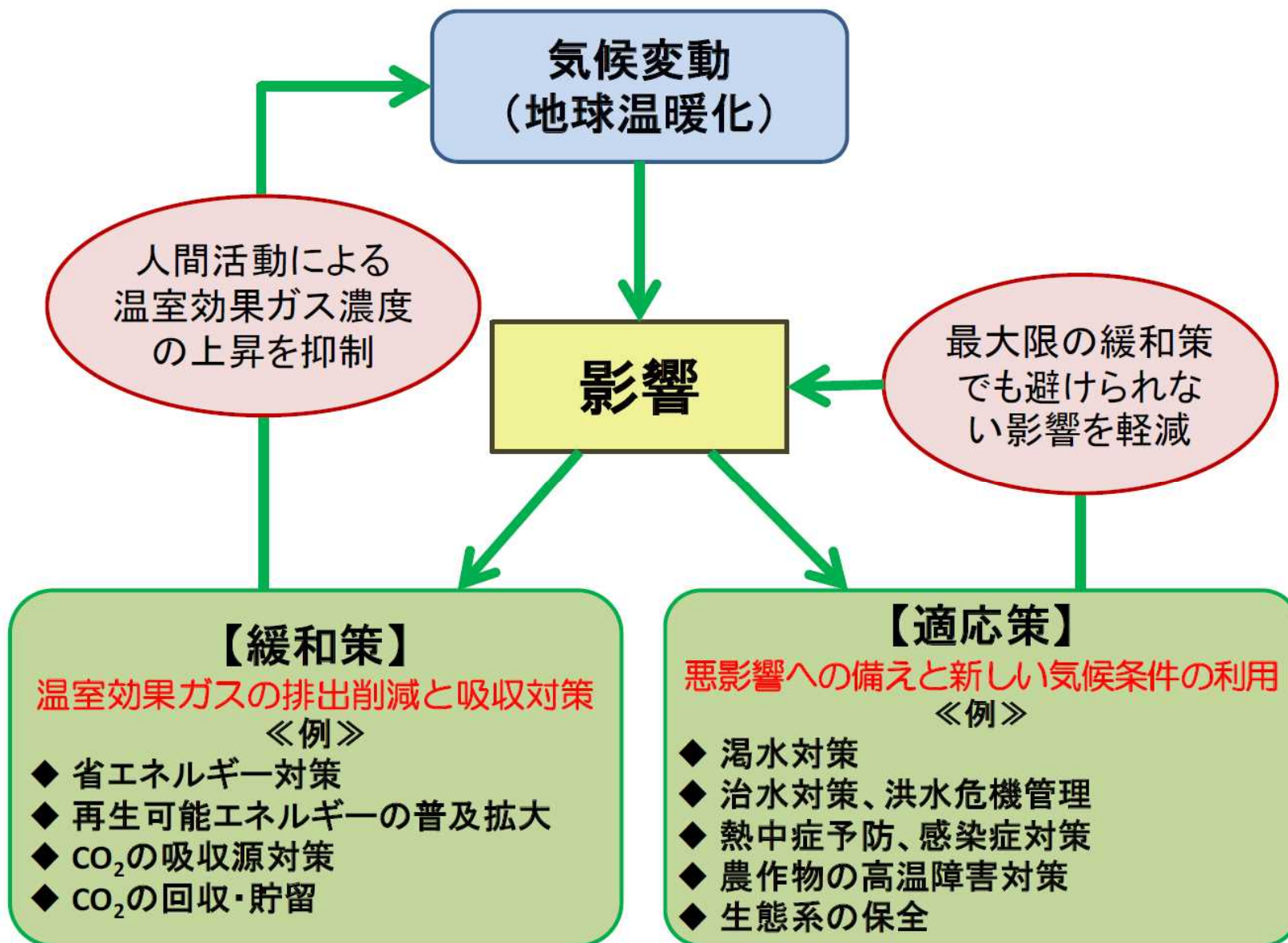


適応計画に関する動向・検討状況

平成27年3月23日
総合政策局環境政策課

気候変動の影響への適応

「最大限の地球温暖化対策を講じたとしても、地球温暖化による影響を完全に避けることは難しい状況となっていることから、影響への適応を検討・推進していくことが必要(環境基本計画(H24.4閣議決定))」とされており、緩和(温室効果ガスの排出削減等)だけでなく、適応(悪影響への備え)を合わせて車の両輪として、地球温暖化対策に取り組む必要。



IPCC第36回総会(平成25年9月、於:スウェーデン・ストックホルム)において承認・公表。

第4次評価報告書(平成19年)以来出された新たな研究成果に基づく、地球温暖化に関する自然科学的根拠の最新の知見がとりまとめられている。

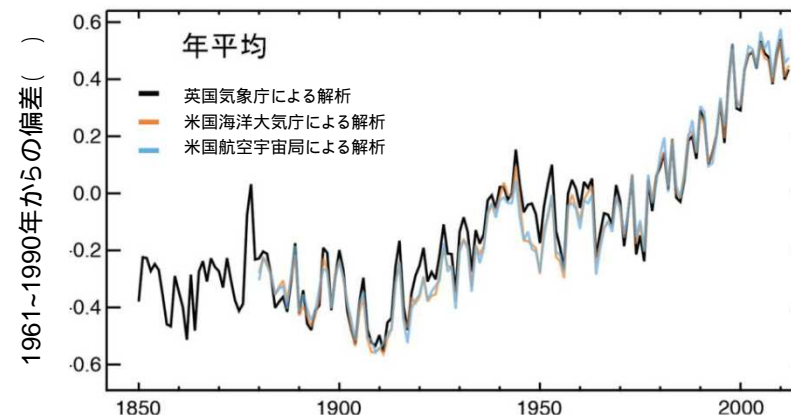
観測事実と地球温暖化の要因

- 気候システムの温暖化については疑う余地がない。最近30年の各10年間の世界平均地上気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温。
- 人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主要因であった可能性が極めて高い。

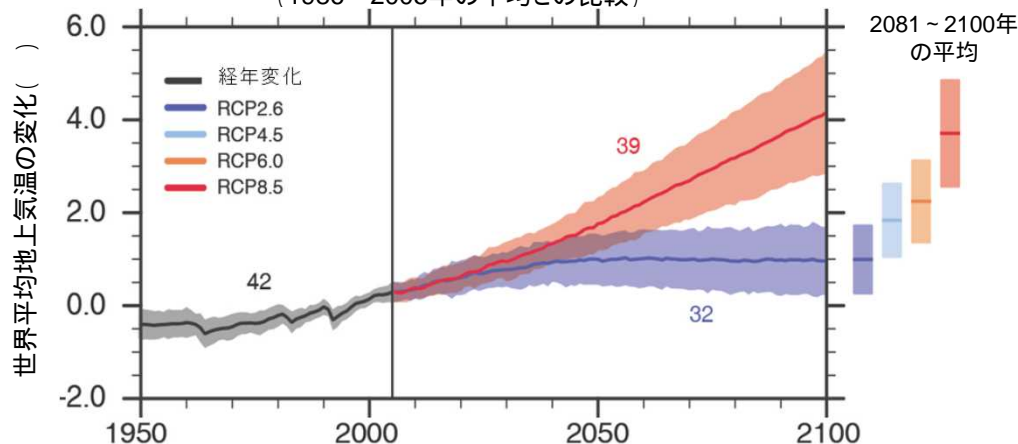
将来の予測

- 21世紀末までに、世界平均気温が0.3～4.8 上昇、世界平均海面水位は0.26～0.82mで上昇する可能性が高い。
- 世界平均気温の上昇に伴って、ほとんどの地域で極端な高温が増加することがほぼ確実。中緯度の陸地などでは、今世紀末までに、極端な降水がより強く頻繁となる可能性が非常に高い。

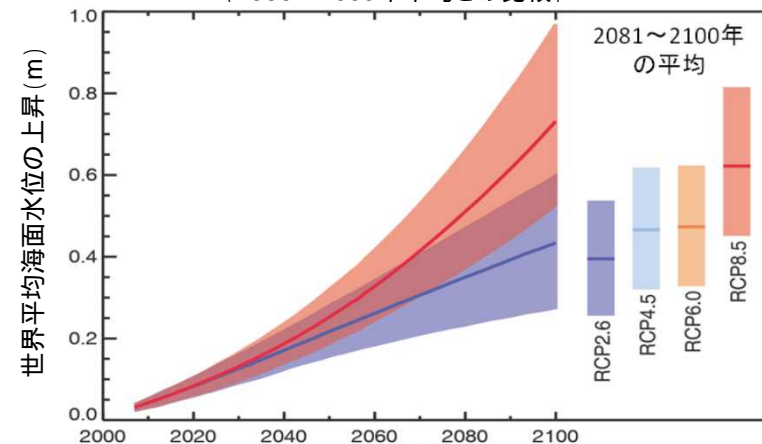
世界の地上気温の経年変化



1950～2100年の世界平均地上気温の経年変化
(1986～2005年の平均との比較)



21世紀における世界平均海面水位の変化の予測
(1986～2005年平均との比較)



出典:報道発表資料(気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書 第1作業部会報告書(自然科学的根拠)の公表について(お知らせ)、文部科学省、経済産業省、気象庁、環境省)(平成25年9月27日)に基づき作成

IPCC第38回総会(平成26年3月、於:横浜市)において承認・公表。

気候変動がもたらす悪影響と好影響、気候変動への適応のオプション、並びに気候変動に対する社会経済及び自然システムの脆弱性等についての評価を扱っている。

観測されている影響

- ここ数十年、気候変動の影響が全大陸と海洋において、自然生態系及び人間社会に影響を与えている。(水文システムの変化による、水量や水質の観点からの水資源への影響 等)
- 熱波や干ばつ、洪水、台風等近年の気象と気候の極端現象による影響は、現在の気候の変動性に対する多くの人間システム等の著しい脆弱性や暴露を明らかにしている。

適応経験

- 適応は一部の計画に組み込まれつつあり、限定的であるが実施されている適応策がある。例として、アジアでは、一部の地域で、適応が、早期警戒システムや統合的水資源管理等を通じて促進されている。
- 気候変動に関連したリスクへの対応は、気候変動の影響の深刻さや起こる時期の不確かさ等の不確実性がある中で、変わりつつある世界において意思を決定していくということを含意している。

複数の分野地域に及ぶ主要リスク

- i. 海面上昇、沿岸での高潮被害などによるリスク
- ii. 大都市部への洪水による被害のリスク
- iii. 極端な気象現象によるインフラ等の機能停止のリスク
- iv. 熱波による、特に都市部の脆弱な層における死亡や疾病のリスク
- v. 気温上昇、干ばつ等による食糧安全保障が脅かされるリスク
- vi. 水資源不足と農業生産減少による農村部の生計及び所得損失のリスク
- vii. 沿岸海域における生計に重要な海洋生態系の損失リスク
- viii. 陸域及び内水生態系がもたらすサービスの損失リスク

気候に対してレジリエントな経路と変革

- 経済的、社会的、技術的、政治的決定や行動の変革が、気候に対してレジリエント(強靱)な経路を可能とする。

IPCC第40回総会(平成26年10月、於:デンマーク・コペンハーゲン)において承認・公表。
三つの作業部会報告書及び関連する特別報告書の内容を分野横断的にとりまとめた報告書。

観測された変化及びその要因

- 気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また1950年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年にわたって前例のないものである。大気と海洋は温暖化し、雪氷の量は減少し、海面水位は上昇している。
- 1950年以降、多くの極端な気象及び気候現象の変化が観測されてきた。これらの変化の中には人為的影響と関連づけられるものもあり、極端な低温の減少、極端な高温の増加、極端に高い潮位の増加、及び多くの地域における強い降水現象の回数の増加といった変化が含まれる。

将来の気候変動、リスク、および影響

- 気候変動を抑制する場合には、温室効果ガスの排出を大幅かつ持続的に削減する必要があり、排出削減と適応を合わせて実施することによって、気候変動のリスクが抑制されることとなるだろう。
- 気候変動は、既存のリスクを増幅し、自然システム及び人間システムにとっての新たなリスクを引き起こすだろう。リスクは偏在しており、どのような開発水準にある国々においても、一般的に、恵まれない境遇にある人々やコミュニティがより大きなリスクを抱える。

適応、緩和、持続可能な開発に向けた将来経路

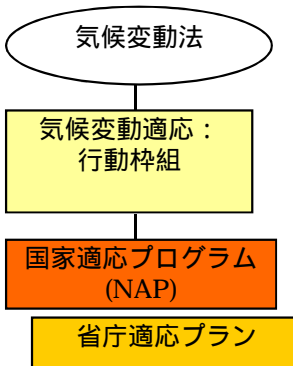
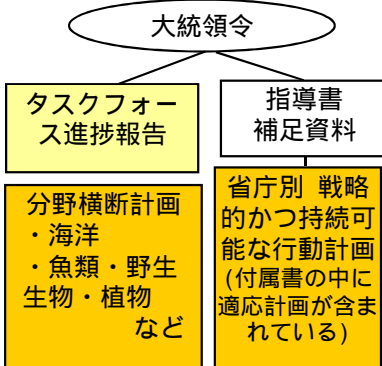
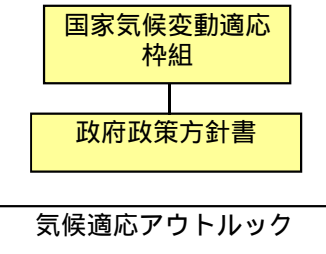
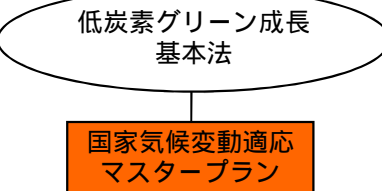
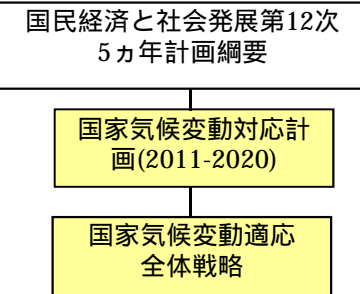
- 適応及び緩和は、気候変動のリスクを低減し管理するための補完的な戦略である。
- 気候変動とその影響を抑制する効果的な意思決定は、ガバナンス、倫理的側面、公平性、価値判断、経済的評価、リスクや不確実性に対する多様な認識や対応の重要性を認識しつつ、予想されるリスクや便益を評価する幅広い分析的アプローチを行うことによって明らかにされる。

適応及び緩和

- 多くの適応及び緩和の選択肢は気候変動への対処に役立つが、単一の選択肢だけで十分というものではない。これらの効果的な実施は、他の社会的目標に適応や緩和がリンクされた統合的対応を通じて強化されうる。
- 適応及び緩和は共通の有効な要因に支えられている。これらの要因は、効果的な制度とガバナンス、技術革新と環境面に優れた技術とインフラ(社会基盤施設)への投資、持続可能な生計、行動面と生活様式上の選択肢を含む。

諸外国の適応計画(概要)

英国、米国等の欧米各国、オーストラリア、さらには中国や韓国においても、適応に関する国としての戦略や計画を策定し、総合的かつ計画的な気候変動への適応の取組を実施。

	英国	米国	オーストラリア	韓国	中国
名称	<ul style="list-style-type: none"> 英国気候変動適応 - 行動枠組(2008) 国家適応プログラム(NAP・2013) 	<ul style="list-style-type: none"> 省庁間気候変動タスクフォース進捗報告書:国家気候変動適応戦略支援行動提言(2010) 戦略的かつ持続可能な行動計画(省庁等41組織別・2013) 	<ul style="list-style-type: none"> 国家気候変動適応枠組(2007) 政府政策方針書(2010) 	<ul style="list-style-type: none"> 国家気候変動適応マスタープラン(2010) 	<ul style="list-style-type: none"> 国家気候変動対応計画(2012) 国家気候変動適応全体戦略(2012)
適応政策の体系	 <p>気候変動法 ↓ 気候変動適応：行動枠組 ↓ 国家適応プログラム(NAP) ↓ 省庁適応プラン</p>	 <p>大統領令 ↓ タスクフォース進捗報告 指導書 補足資料 ↓ ↓ 分野横断計画・海洋・魚類・野生生物・植物 など 省庁別 戦略的かつ持続可能な行動計画 (付属書の中に適応計画が含まれている)</p>	 <p>国家気候変動適応枠組 ↓ 政府政策方針書 ↓ 気候適応アウトルック</p>	 <p>低炭素グリーン成長基本法 ↓ 国家気候変動適応マスタープラン</p>	 <p>国民経済と社会発展第12次5カ年計画綱要 ↓ 国家気候変動対応計画(2011-2020) ↓ 国家気候変動適応全体戦略</p>
分野	<ul style="list-style-type: none"> 7分野(環境創造、インフラストラクチャ、健康・回復力をもつコミュニティ、農業・林業、自然環境、ビジネス、地方政府) 	<ul style="list-style-type: none"> タスクフォース進捗報告は分野横断(WGは9分野(適応科学、適応計画、水資源の適応、保険、国際、コミュニケーションと広報、都市、健康、植物・魚類・野生生物)で構成) 	<ul style="list-style-type: none"> 適応枠組は8分野(水資源、沿岸域、生物多様性、農業・漁業・林業、人の健康、観光、住宅・インフラ・計画、自然災害管理) 政府政策方針書は6分野(沿岸域の管理、水資源、インフラ、国家的意義のある自然システム、自然災害の防止・準備・対応・回復、農業) 	<ul style="list-style-type: none"> 10分野(健康、災害・被災、農業、森林、海洋・水産、水管理、生態系、気候変動監視及び予測、適応産業・エネルギー、教育・広報及び国際協力) 	<ul style="list-style-type: none"> 不明(第12次5カ年計画は7分野(農業、森林、水資源、生態系、海洋(海洋産業含む)、極端現象、衛生・健康))

政府の適応計画策定に向けた検討

我が国においても、温暖化の深刻化や諸外国の情勢を踏まえ、政府の適応計画を策定することとし、検討を開始。

当面の地球温暖化対策に関する方針（H25.3 地球温暖化対策推進本部決定）
 「今後避けることの出来ない地球温暖化の影響への適切な対処（適応）を計画的に進める」



平成27年夏頃 政府の「適応計画」を策定する方針
 (H25.7.2中環審地球環境部会報告)

中央環境審議会、政府全体（環境省）

中央環境審議会 地球環境部会
 気候変動影響評価等小委員会（H25.8～）

政府全体の「適応計画」策定に向けて、既存の気候変動予測や影響評価等を整理し、気候変動が日本にあたえる影響・リスク評価を審議

H26.3 日本における気候変動による将来影響の報告と今後の課題について（中間報告）

ワーキンググループを設置し検討

H27.3.10 日本における気候変動による将来影響及びリスク評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）

各省における適応策の検討をふまえ、適応計画の全体調整

H27夏頃 政府の「適応計画」を策定予定

国土交通省

国土交通省環境政策推進本部

環境部会

H26.3 環境行動計画
 国交省適応計画策定を決定

H26.8適応計画検討WG設置

国交省の適応計画検討

環境部会

H27夏頃
 国交省適応計画(仮称)

水災害分野

社会資本整備審議会 河川分科会 気候変動に適応した治水対策検討小委員会

水災害分野に係る気候変動適応策のあり方について（中間とりまとめH27.2公表）

沿岸分野

「港湾」及び「海岸」を対象とした気候変動の影響及び適応の方向性調査検討委員会

沿岸部における気候変動の影響と適応の方向性（H26年度内を目途）

水資源分野

水資源分野における気候変動への適応策のあり方検討会

国土審議会 水資源開発分科会 調査企画部会

今後の水資源政策のあり方について

産業・国民生活分野

・交通インフラ
 ・ヒートアイランド
 ・北極海航路
 ・観光業 等
 への影響整理・適応策の検討

中央環境審議会 意見具申(気候変動影響評価)

中央環境審議会 地球環境部会に設置した「気候変動影響評価等小委員会」において、既存研究成果等を整理し、気候変動が日本に与える影響の評価について審議し、「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について(意見具申)」としてとりまとめ公表(平成27年3月10日)。

意見具申で対象とした分野・項目

分野	大項目	小項目
農業・林業・水産業	農業	水稻/野菜/果樹/麦、大豆、飼料作物等/畜産/病害虫・雑草
		農業生産基盤
	林業	木材生産(人工林等)/特用林産物(きのこ類等)
	水産業	回遊性魚介類(魚類等の生態)/増養殖等
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖
		河川
		沿岸域及び閉鎖性海域
	水資源	水供給(地表水)
		水供給(地下水)
	水需要	
自然生態系	陸域生態系	高山帯・亜高山帯/自然林・二次林/里地・里山生態系/人工林/野生鳥獣の影響/物質収支
		淡水生態系
		湖沼
		河川
		湿原
	沿岸生態系	亜熱帯/温帯・亜寒帯
	海洋生態系	
生物季節		
	分布・個体群の変動	

分野	大項目	小項目
自然災害・沿岸域	河川	洪水
		内水
	沿岸	海面上昇
		高潮・高波
		海岸侵食
山地	土石流・地すべり等	
	その他	強風等
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率
	暑熱	死亡リスク/熱中症
	感染症	水系・食品媒介性感染症/節足動物媒介感染症/その他の感染症
	その他	
産業・経済活動	製造業	
	エネルギー	エネルギー需給
	商業	
	金融・保険	
	観光業	レジャー
	建設業	
	医療	
	その他	その他(海外影響等)
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節、伝統行事・地場産業等
	その他	暑熱による生活への影響等(ヒートアイランド)

出典:日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について(意見具申)

具体の評価結果

別添参考資料2-3「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について(意見具申)」を参照

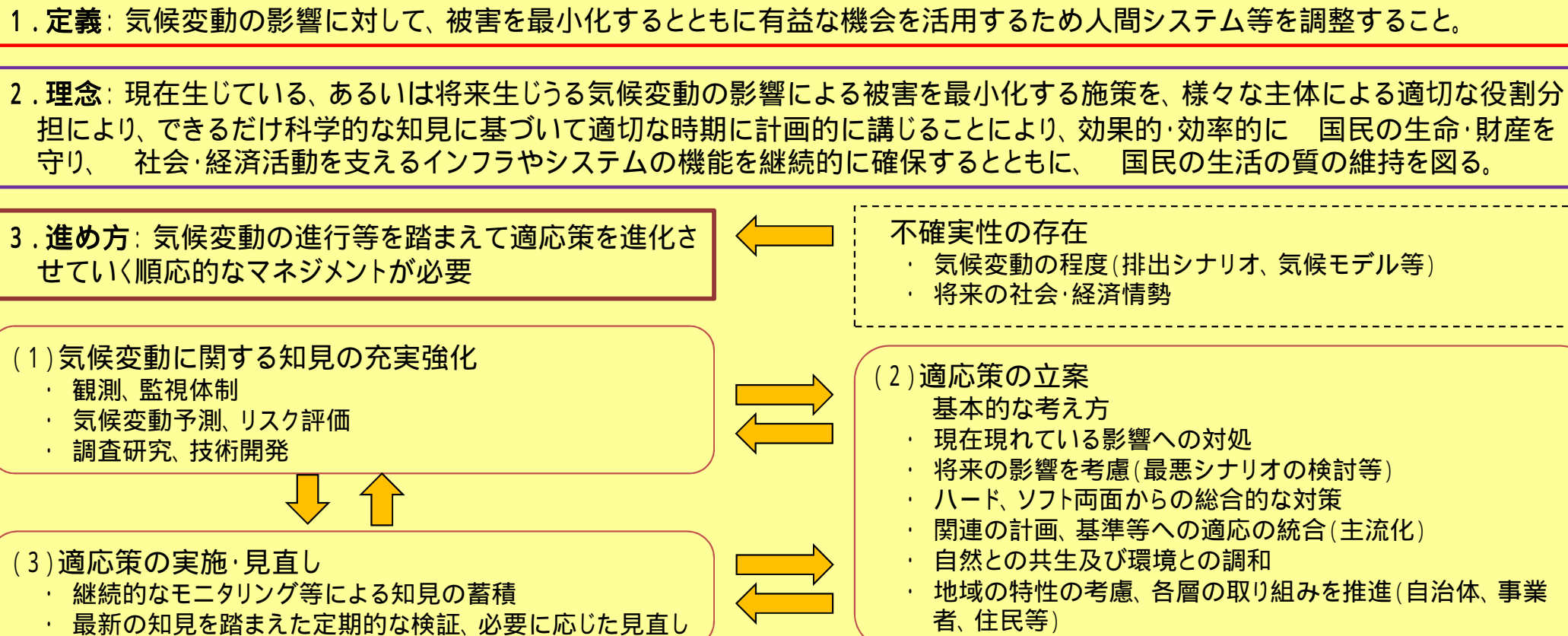
国土交通省の適応計画(仮称)(構成案)

はじめに

背景

- ・ 政府の適応計画策定(2015年夏頃)に向けた動き
- ・ 国際的な状況(IPCC、他国の適応計画)
- ・ 中央環境審議会気候変動影響評価等小委員会意見具申(2015年3月10日)

基本的な考え方(案)



適応に関する施策 (の方向性を踏まえつつ検討)

気候変動による外力の増大・頻発化

- ・ 既に極端な雨の降り方が顕在化(時間雨量50ミリ以上の発生件数が約30年間で約1.4倍)
(将来予測(21世紀末))
- ・ 大雨による降水量(日降水量)が全国平均で10.3～25.5%増加¹⁾
- ・ 全国の一級水系において、施設計画の規模を上回る洪水の発生頻度が約1.8～4.4倍に増加²⁾
- ・ 無降水日の年間日数(日降水量1ミリ未満)が全国平均で1.1～10.7日増加¹⁾

1)RCPシナリオによる予測
2)SRES A1Bシナリオによる予測

欧米諸国では、既に気候変動適応策を実施

- ・ 年超過確率1/1,000など低頻度または極端な洪水の浸水想定等の提示 (例:EU諸国、アメリカ)
- ・ 将来の外力増大時にできるだけ手戻りがない施設の設計 (例:ドイツ)
- ・ 将来の外力増大を見込んだ規模での施設の整備 (例:オランダ等)

激甚化する水災害に対処し気候変動適応策を早急に推進すべき

- 施設では守りきれない事態を想定し、社会全体が災害リスク情報を共有し、施策を総動員して減災対策に取り組む
- 従来からの施設の着実な整備等に加え、
 - ・ 外力が増大した場合に、できるだけ手戻りなく施設の追加対策を講じられるように工夫
 - ・ 施設の能力を上回る外力に対しても減災効果を発揮できるように工夫

～ 災害リスク情報と危機感を共有し、減災に取り組む社会へ～

水災害分野の気候変動適応策の基本的な考え方

現況の施設能力の規模

施設計画の規模

想定し得る最大規模

外力(大雨等)の規模

**比較的発生頻度の高い外力に対し、
施設により災害の発生を防止**

- ・将来の外力増大時に、できるだけ手戻りなく施設の追加対策が講じられるよう工夫
- ・災害リスクの評価を踏まえた
ウィークポイント等に対する重点的な整備 等

**施設の能力を上回る外力に対し、
施策を総動員して、できる限り被害を軽減**

< 施設の運用、構造、整備手順等の工夫 >

- ・既設ダム等を最大限活用するための運用の見直し
- ・迅速な氾濫水排除のための
排水門の整備や排水機場等の耐水化
- ・災害リスクをできるだけ小さくするための
河川整備の内容、手順の見直し 等

< まちづくり・地域づくりとの連携 >

- ・災害リスクを考慮した土地利用・住まい方の工夫 等

< 避難、応急活動、事業継続等のための備え >

- ・避難に関するタイムライン、企業の防災意識の向上、
水害BCPの作成 等

**施設の能力を
大幅に上回る外力に対し、
ソフト対策を重点に
「命を守り」
「壊滅的被害を回避」**

- ・主体的避難の促進
- ・広域避難体制の整備
- ・国、地方公共団体、公益事業者等の
関係者一体型のタイムライン 等

災害リスクの評価・災害リスク情報の共有

- ・ 様々な規模の外力に対する災害リスク(浸水想定及びそれに基づく被害想定)の評価
- ・ 各主体が、災害リスク情報を認識して対策を推進

水害（洪水、内水、高潮）に対する適応策

比較的発生頻度の高い外力に対する防災対策

【これまでの取組をさらに推進していくもの】

- ・施設の着実な整備
- ・既存施設の機能向上
- ・維持管理・更新の充実
- ・水門等の施設操作の遠隔化等
- ・総合的な土砂管理

【取組内容を今後新たに検討するもの】

- ・できるだけ手戻りのない施設の設計
- ・施設計画、設計等のための気候変動予測技術の向上
- ・海面水位の上昇の影響検討
- ・土砂や流木の影響検討
- ・河川と下水道の施設の一体的な運用

施設の能力を上回る外力に対する減災対策

1) 施設の運用、構造、整備手順等の工夫

【これまでの取組をさらに推進していくもの】

- ・観測等の充実
- ・水防体制の充実・強化
- ・河川管理施設等を活用した避難場所等の確保
- ・粘り強い構造の海岸堤防等の整備

【取組内容を今後新たに検討するもの】

- ・様々な外力に対する災害リスクに基づく河川整備計画の点検・見直し
- ・決壊に至る時間を引き延ばす堤防の構造
- ・既存施設の機能を最大限活用する運用
- ・大規模な構造物の点検
- ・氾濫拡大の抑制と氾濫水の排除

2) まちづくり・地域づくりとの連携

【これまでの取組をさらに推進していくもの】

- ・総合的な治水対策
- ・土地利用状況を考慮した治水対策
- ・地下空間の浸水対策

【取組内容を今後新たに検討するもの】

- ・災害リスク情報のきめ細かい提示・共有等
- ・災害リスクを考慮した土地利用、住まい方
- ・まちづくり・地域づくりと連携した浸水軽減対策
- ・まちづくり・地域づくりと連携した氾濫拡大の抑制

3) 避難、応急活動、事業継続等のための備え

的確な避難のための取組

【これまでの取組をさらに推進していくもの】

- ・避難勧告の的確な発令のための市町村長への支援

【取組内容を今後新たに検討するもの】

- ・防災教育や防災知識の普及
- ・避難を促す分かりやすい情報の提供
- ・避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取組の充実
- ・広域避難や救助等への備えの充実

円滑な応急活動、事業継続等のための取組

【これまでの取組をさらに推進していくもの】

- ・災害時の市町村への支援体制の強化

【取組内容を今後新たに検討するもの】

- ・防災関係機関、公益事業者等の業務継続計画策定等
- ・氾濫流の制御、氾濫水の排除
- ・企業の防災意識の向上、水害BCPの作成等
- ・各主体が連携した災害対応の体制等の整備

土砂災害に対する適応策

(土砂災害の発生頻度の増加)

- ・人命を守る効果の高い箇所における施設整備
- ・より合理的な施設計画・設計の検討
- ・タイムラインの作成支援による警戒避難体制の強化

(警戒避難のリードタイムが短い土砂災害)

- ・土砂災害に対する正確な知識の普及
- ・的確な避難勧告や避難行動を支援するための情報の提供

(計画規模を上回る土砂移動現象)

- ・少しでも長い時間減災効果を発揮する施設配置や構造の検討

(深層崩壊)

- ・大規模土砂移動現象を迅速に検知できる危機管理体制の強化

(不明瞭な谷地形を呈する箇所での土砂災害)

- ・地形特性を踏まえた合理的な施設構造の検討
- ・危険度評価による重点対策箇所の検討

(土石流が流域界を乗り越える現象)

- ・氾濫計算による土砂量や範囲の適切な推定

(流木災害)

- ・透過型堰堤、流木止めの活用
- ・既存不透過型堰堤の透過型化を検討

(上流域の管理)

- ・地形データ等の蓄積による国土監視体制の強化

(災害リスクを考慮した土地利用、住まい方)

- ・土砂災害警戒区域等の基礎調査及び指定

渇水に対する適応策

比較的発生頻度の高い渇水による被害を防止する対策

【これまでの取組をさらに推進していくもの】

- ・既存施設の徹底活用等
- ・雨水の利用
- ・再生水の利用
- ・早めの情報発信と節水の呼びかけ
- ・水の重要性に関する教育や普及啓発活動

施設の能力を上回る渇水による被害を軽減する対策

【これまでの取組をさらに推進していくもの】

- ・水融通、応援給水体制の検討
- ・渇水時の河川環境に関するモニタリングと知見の蓄積

【取組内容を今後新たに検討するもの】

- ・関係者が連携した渇水対応の体制等の整備
- ・取水制限の前倒し等
- ・渇水時の地下水の利用と実態把握
- ・危機的な渇水時の被害を最小とするための対策

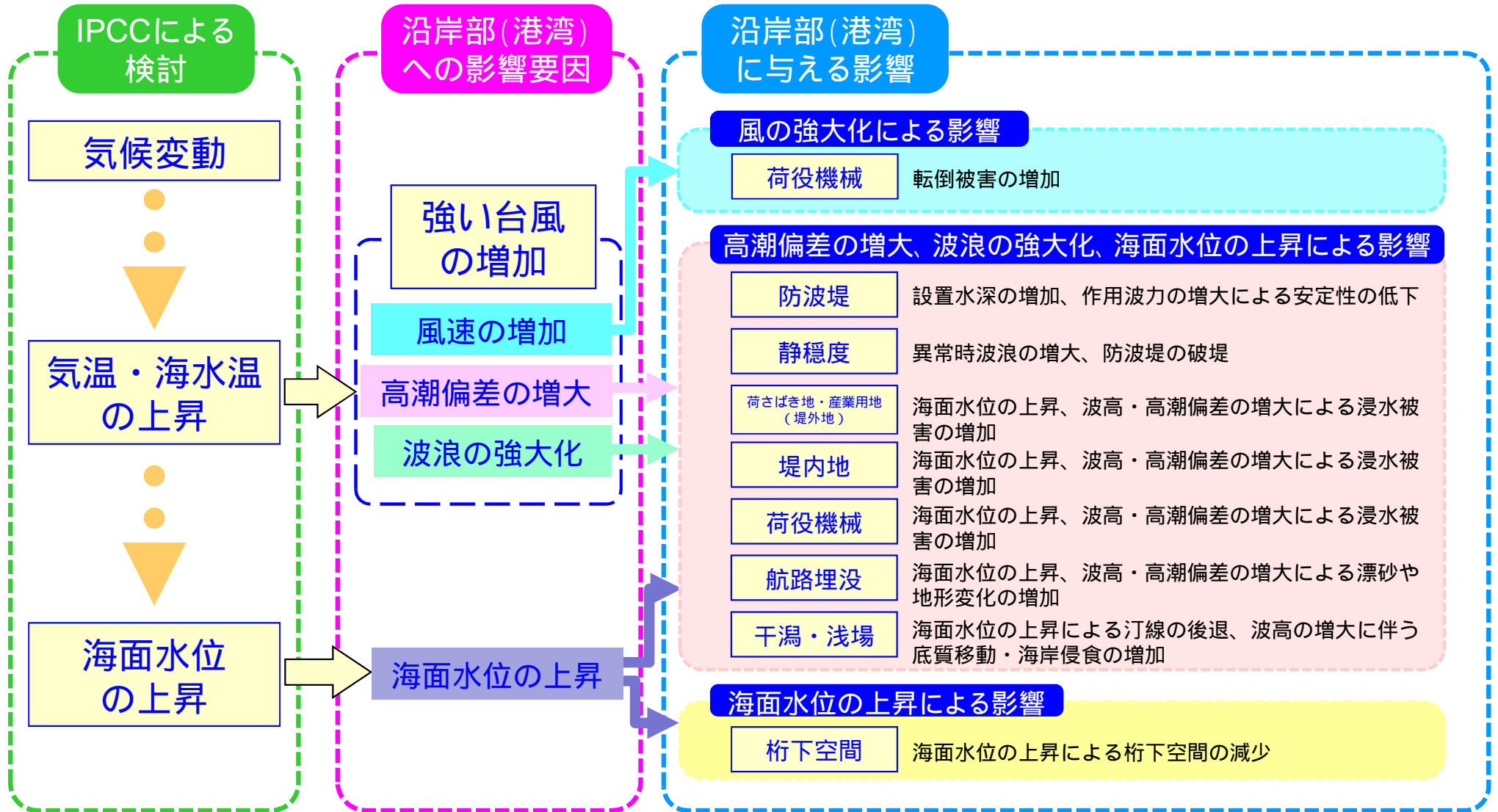
適応策を推進するための共通的事項

国土監視、気候変動予測等の高度化
地方公共団体等との連携、支援の充実

調査、研究、技術開発の推進等
技術の継承等

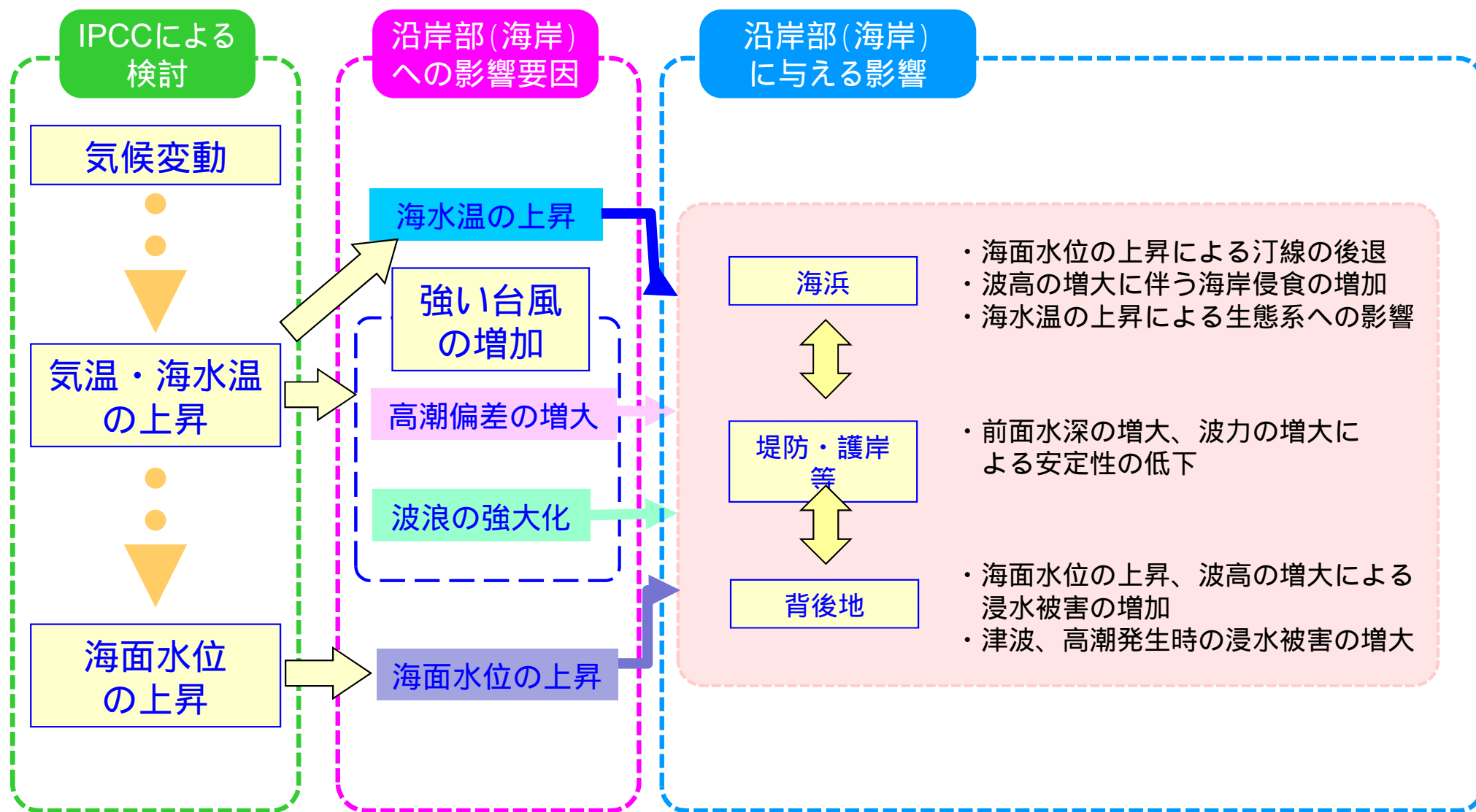
沿岸部(港湾)における適応策の検討

IPCC第5次評価報告書を受け、気候変動による沿岸部(港湾)への影響評価を行い、適応策の検討を進めている。



沿岸部(海岸)における適応策の検討

IPCC第5次評価報告書を受け、気候変動による沿岸部(海岸)への影響評価を行い、適応策の検討を進めている。



ヒートアイランド対策について

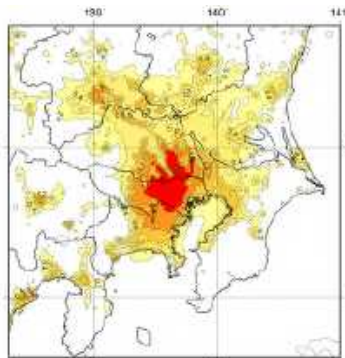
都市化によるヒートアイランド現象に、気候変動による気温上昇が重なることで、より大幅かつ広域的な気温上昇の懸念。
 中環審意見具申において、「都市のヒートアイランド現象による熱中症リスクや快適性への影響」を影響リスクの一つとして指摘。

ヒートアイランド現象とは

ヒートアイランド現象とは、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。気温上昇による人の健康や生活への影響が顕在化。

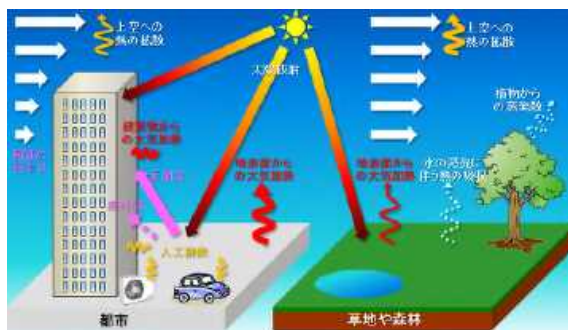
原因: 主として都市化による影響

空調システム、自動車などの人間活動より排出される人工排熱の増加
 緑地、水面等の減少と建築物・舗装面の増大による地表面の人工化
 密集した建築物により、風通しが阻害される都市形態の高密度化



都市化による気温上昇分析結果

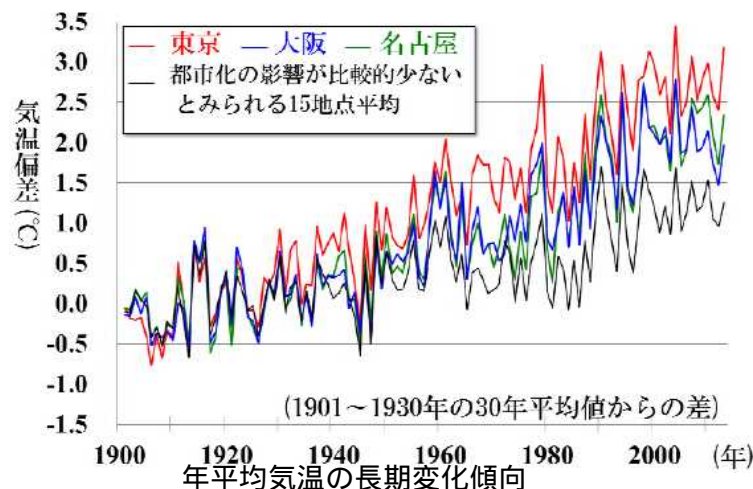
(出典: 気象庁ヒートアイランド監視報告)



ヒートアイランド現象の概要

ヒートアイランド現象と気候変動との関係

年平均気温が100年間で、都市化の影響が少ない地点では、約1.5度上昇しているのに対し、主要な大都市では約2~3度上昇。
 地球温暖化の傾向に都市化の影響が加わり、気温の上昇が顕著。



(1901~1930年の30年平均値からの差)

年平均気温の長期変化傾向

(出典: 気象庁ヒートアイランド監視報告)

国土交通省として多くのヒートアイランド対策に関する施策を実施しており、それらを含む政府のヒートアイランド対策については、「ヒートアイランド対策大綱」(平成25年5月 ヒートアイランド対策推進会議決定)において整理。

ヒートアイランド対策大綱に含まれる施策

人工排熱の低減

地表面被覆の改善

都市形態の改善

ライフスタイルの改善

人の健康への影響等の軽減

観測・監視体制の強化
 及び調査研究

H27.3.23 環境部会(本格検討開始)

省内適応計画検討WG等により、国交省適応計画の検討

↓

H27夏前 環境部会(国交省適応計画(案)の報告)

国交省適応計画決定(環境政策推進本部)

↓ 反映

H27夏頃 政府の「適応計画」を策定予定

スケジュールはあくまで現時点の予定であり、変更の可能性があります

参考資料

環境行動計画(前回の環境部会で報告、H26.3策定)における適応計画の記載

3-1 国土交通分野の技術力・総合力を活かした適応策の推進

背景・課題

平成27年の夏頃の政府全体の適応計画策定に向けて、中央環境審議会環境部会の下に気候変動影響評価等小委員会を設置し、影響評価等の検討が開始。国土交通省としても、政府の適応計画策定にあわせ、技術力を活かした温暖化予測、監視体制の高精度化に取り組むとともに、所管の様々な分野における気候変動による影響を幅広く検討し、ハード・ソフト両面からの総合的な適応策の検討・展開。

主要施策

国土交通分野の技術力を活用した気候変動予測・リスク評価、監視体制の高度化

新規性の高い施策

気候変動予測、リスク評価等の高精度化により、水災害・沿岸分野等における先進的なハード・ソフト対策の導入に向けた知見として最大限活用。ICT等の技術力を活用したXRAIN、ナウファス等監視体制の高度化・情報提供の多様化を図り、自助・共助による防災力の向上にも貢献。

「国土交通省の適応計画」の策定、総合的な対策推進

新規性の高い施策

「国土交通省の適応計画」の策定・総合的な対策推進、北極海航路の利活用
 国土交通省としては、水災害・沿岸、交通インフラ、都市のヒートアイランド対策等の国土交通分野に対し、幅広い影響・リスク評価に加え、北極海航路の利活用の可能性も含めた総合的な適応策の検討を実施。特に、水災害・沿岸分野への総合的な連携施策の検討が重要。これらの検討結果について、**平成27年夏頃策定予定の政府の適応計画に向け、国土交通省としての適応計画としてとりまとめ。**

行動計画

